

○北開局工管第36号

北海道開発局優良工事等表彰事務取扱要領の運用（平成17年4月26日北開局工管第9-1号）の一部を次のように改正する。

令和8年5月15日

北海道開発局事業振興部長

改 正 案	現 行
<p>1 第1条（目的）関係</p> <p>(1)～(2) （現行どおり）</p> <p>(3) 「技術者」は、工事の場合は<u>現場代理人又は主任技術者及び監理技術者（特例監理技術者を含む。）</u>、業務の場合は主任技術者又は管理技術者を対象とする。</p> <p>2～3 （現行どおり）</p> <p>4 第7条（推薦）関係</p> <p>(1) （現行どおり）</p> <p>(2) 優良工事等の技術者</p> <p>優良工事等の技術者として推薦する対象者は、優良工事等の受注者として推薦するものと同じの工事等に携わった者であり、かつ、推薦する工事等の工事完成通知年月日又は業務完了通知年月日から起算して過去3年間当該受注者に在籍しており、推薦時点においても当該受注者に在籍している者とする。</p> <p>ただし、推薦する工事等の工事完成通知年月日又は業務完了通知年月日から起算して過去3年間及び推薦時点において、当</p>	<p>1 第1条（目的）関係</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) 「技術者」は、工事の場合は主任技術者及び監理技術者、業務の場合は主任技術者又は管理技術者を対象とする。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>4 第7条（推薦）関係</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 優良工事等の技術者</p> <p>優良工事等の技術者として推薦する対象者は、優良工事等の受注者として推薦するものと同じの工事等に携わった者であり、かつ、推薦する工事等の工事完成通知年月日又は業務完了通知年月日から起算して過去3年間当該受注者に在籍しており、推薦時点においても当該受注者に在籍している者とする。</p> <p>ただし、推薦する工事等の工事完成通知年月日又は業務完了通知年月日から起算して過去3年間及び推薦時点において、当</p>

該受注者から当該受注者以外に在籍出向している者は推薦の対象外とする。

なお、現場代理人を推薦する場合は、優良工事等の受注者として推薦するものと同じの工事において主任技術者に求める国家資格（これと同等以上の資格を含む。）を有する者とする。

(3)～(6) (現行どおり)

5 第8条（優良工事等推薦委員会）関係

推薦委員会の委員長及び委員は、次のとおりとする。

(1) (現行どおり)

(2) 開発建設部

ア (現行どおり)

イ 委員 各次長（総務担当を除く。）、技術管理官、技術検査官、契約課長（札幌開発建設部にあっては契約企画課長及び契約業務課長）及び関係課長

ウ (現行どおり)

該受注者から当該受注者以外に在籍出向している者は推薦の対象外とする。

(3)～(6) (略)

5 第8条（優良工事等推薦委員会）関係

推薦委員会の委員長及び委員は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 開発建設部

ア (略)

イ 委員 各次長（総務担当を除く。札幌開発建設部にあっては、事業調整官を含む。）、技術管理官、工事検査官、契約課長（札幌開発建設部にあっては契約企画課長及び契約業務課長）及び関係課長

ウ (略)

附 則

- 1 この通達は、令和8年5月15日から施行する。
- 2 令和7年度に完成した工事において表彰する技術者は、改正前の規定を適用する。